

(1)「J A米」の要件

J A米は、J Aと売渡委託契約(出荷契約)を締結した生産者が生産し、全農に販売もしくは販売委託された米穀とします。

①品種が確認できた種子(または苗)により栽培した米穀種子更新100%とする(J A等からの購入種子)

②登録検査機関で受検された米穀

③生産基準にもとづき栽培され、生産履歴記帳が確認された米穀

(2)対象米穀

対象米穀は、秋田県奨励品種および県本部が販売上必要と認める銘柄の3等以上とします。

(もち米、醸造用玄米、加工用米、飼料米、備蓄米、輸出米、米粉用米は除く)

(3)「J A米」と「一般米」の区分集荷

出荷契約から検査・入庫・販売まで「J A米」は「一般米」と区分して管理します。

(4)「J A米」と「一般米」の価格差

概算金で価格差を設けます。

2. 生産履歴記帳の徹底と確認体制

安全・安心の取組を前提として、適正な生産工程管理を行うことが必要不可欠であり、生産履歴記帳の徹底と確認体制の構築が重要となります。

生産履歴記帳については、「J Aグループ秋田生産工程管理・記帳マニュアル」に沿って取り組むこととします。

(1)生産履歴記帳の徹底

記帳することにより生産者の適正防除等への意識が高まると同時にJ Aが営農指導を行う際にも、記帳データに基づいて資材が適正に使用されたか、農薬の使用基準が遵守されたかをチェックし、指導の強化が出来ることから生産者への栽培履歴記帳の指導を徹底します。

(2)検査開始までに栽培履歴を回収し事前確認後、買入区分を決定します。

出来秋の集荷体制の整備

集荷目標数量の設定と進捗管理、庭先集荷の推進、追加集荷推進の対応、大口農家対策、役員一丸となった推進、ふるい下米も含め集荷向上に結び付く集荷体制を構築します。

玄米水分15.0%以下とし、整粒歩合は80%以上を目標に良質な秋田米の生産・集荷に努めます。

概算金の取扱い

全農秋田県本部が決定する概算金を考慮しながら、「内金+追加払い」を継続し、年間を通じた販売価格が見通せる状況になった段階で追加払いを実施します。

米政策改革に係る経費の拠出について

平成20年からは「米需給安定対策(生産調整対策)」や「水田経営所得安定対策」、平成25年には米政策改革が打ち出され、J Aの事務負担が増加している現状が続いています。

平成30年産米においても生産農家の理解を得ながら、これまで同様、事務費の一部生産農家拠出(60kg当たり80円税別)をお願いし、関連事業の円滑な推進を図るものとします。

販促・PR戦略

生産者・J A等参加型の秋田米店頭販促活動の継続と実需者との結び付きを強化するタイアップキャンペーンを実施します。

「秋田米の美味しさ」の新たな科学分析による商品提案力を強化します。

秋田県ならびに異業種と連携した秋田米の販促展開をします。

食育および米消費拡大の積極的な取り組みを行います。

県内プロスポーツチームへの応援を通じた秋田米の価値を訴求します。

もち米・特定米穀

もち米は需要者との複数年に亘る契約栽培を推進し、安定的且つ継続的な需要の確保に努めます。また、異品種混入問題の解消のため、もち米の団地化を進めます。

特定米穀の取扱いについては、全国の作況状況や市況情報を十分に分析し有利販売を進め、生産者手取りの確保に努めます。

用途限定米穀の基本方針

加工用米・備蓄米は、国による生産数量目標の配分がなくなったことを踏まえ、需要を確保したうえで、作付けの重要性がますます高くなることから、需要者との結び付きが確実な取組みを進めます。

米粉用米は、主食用米の需給バランスを改善するため、生産者所得の水準と需要が確実な生産を振興します。

